

令和3・4年度 建設工事 競争入札参加資格審査申請要領

令和3年度から令和4年度にかけて小浜市（本庁および出先機関等）が発注する建設工事の契約にかかる競争入札に参加する者に必要な資格の審査を次のとおり行います。審査を希望される方は、この要領に従って書類を提出してください。

令和元（平成31）・2年度の有資格者の方も、令和3・4年度の資格を希望される場合は、新たに申請が必要ですのでご注意ください。

福井県 小浜市 総務部 総務課 契約検査 G

1. 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができません。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号第3条第1項）に基づく許可を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると市長が認める者
- (4) 建設工事競争入札参加資格審査申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (5) 申請書提出日において税を滞納している者
- (6) 申請書提出期限の属する年の前年（令和2年）に営業の実績がない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (8) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 建設業退職金共済制度に加入しているもの
 - イ 中小企業退職金共済制度に加入しているもの
 - ウ 特定退職金共済制度に加入しているもの
 - エ 退職一時金制度を有しているもの
- (9) 次のいずれかに該当する者
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出をしていない者（適用を除外されている者を除く）
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の被保険者の資格の取得の届出をしていない者（適用を除外されている者を除く）
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7号の規程による被保険者となったことの届出をしていない者（適用を除外されている者を除く）

2. 有効期間

令和3・4年度の2ヵ年（令和3年4月1日～令和5年3月31日）

3. 受付期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月29日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝祭日、12/29～1/3は除く。）

(1) 持参の場合

受付時間 9時から12時・13時から17時まで

※火曜日、木曜日は入札執行日のため9時から10時、13時から14時頃まで受付ができない場合があります。

(2) 郵送・宅配便の場合

令和3年1月29日（金）までに必着

※受付期限内に不備・不足等の書類が揃わない場合は、資格者として登録できませんので早めに提出してください。

4. 受付場所

〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号

小浜市役所 4F 402会議室 契約検査G ☎0770-53-1111（代）（内線 480）

5. 提出方法

市内業者

(1) 提出書類を持参する場合

①申請者または提出書類の内容を説明できる方が持参してください。提出書類を確認後、受付通知表をお渡しします。

(2) 郵送・宅配便により提出する場合

①封筒に「**資格審査申請書（建設工事）**」と朱書きのうえ、**書留郵便等配達記録**が残るものとしてください。

なお、提出書類を確認後、受付通知表を返送します。

②**令和3年1月29日（金）まで**に必着とします。

市外業者

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市外業者は「郵送・宅配便」のみの受付となります。

(1) 郵送・宅配便による提出

①封筒に「**資格審査申請書（建設工事）**」と朱書きのうえ、**書留郵便等配達記録**が残るものとしてください。

なお、提出書類を確認後、受付通知表を返送します。

②**令和3年1月29日（金）まで**に必着とします。

6. 提出書類および注意事項

- (1) 小浜市指定様式により申請してください。
- (2) 提出書類はA4判サイズ（原本での提出書類は除く）で1部とします。
- (3) 市内業者・市外業者の区分は、契約行為をしようとする支店等（営業所等）の所在地を基準にしてください。
- (4) 記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。
- (5) 提出書類に虚偽の記載または重要な事項、事実を記載しなかった場合等は資格の登録はできません。また資格登録後その事実が判明した場合は資格の取消しを行うことがあります。
- (6) 地方自治法および関係諸法令ならびに小浜市条例等を確認遵守のうえ提出してください。
- (7) 証明書等の発行に際し、代理人が請求した場合に委任状が必要となる場合がありますので注意してください。

⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	<p>1. 最新のものを提出してください。(コピー可) <u>※経営事項審査を受審していない種別については、許可があっても申請できませんのでご注意ください。</u></p>
⑩建設業退職金共済組合加入証明書	<p>1. 建設業退職金共済組合・中小企業退職金共済組合・特定退職金共済団体等の加入証明書を提出してください。(コピー可) 2. ⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」となっている場合は、省略することができます。</p>
⑪社会保険等加入証明書	<p>1. 社会保険等の加入は、⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」で「雇用保険加入の有無」・「健康保険加入の有無」・「厚生年金保険加入の有無」の欄で確認するものとし、すべての項目が「有」または「除外」となっていれば社会保険等に加入しているものとなります。 2. ⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で保険加入の欄が「無」とされている場合、保険料領収書等の証明書類により確認します。</p>
⑫工事経歴書(様式第4号)	<p>1. 様式下欄の要領により登録希望する工事種別ごとに作成してください。 2. 独自様式も可とします。 3. 実績がない希望工種については、「実績なし」と記入したものを提出してください。</p>
⑬常勤技術者調べ(様式第5号)	<p>1. 委任無しの場合は本社の技術者を、委任する場合は登録する支店等の技術者を記入してください。 2. 独自様式も可とします。</p>
⑭納税証明書	<p>1. 【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 法人にかかる国税(様式その3の3) <input type="checkbox"/> " 都道府県税 <input type="checkbox"/> " 市町村税(東京都特別区は不要) <input type="checkbox"/> 市内に本社、営業所等がある業者で契約の締結の権限を有する代表者が小浜市に住所を有する方は、代表者個人の市税 <u>すべての税について滞納のないことがわかる証明書を提出してください。</u></p> <p>2. 【個人の場合】 <input type="checkbox"/> 代表者にかかる国税(様式その3の2) <input type="checkbox"/> " 都道府県税 <input type="checkbox"/> " 市町村税 <u>すべての税について滞納のないことがわかる証明書を提出してください。</u></p> <p>3. <u>委任する場合、本社と委任先両方のすべての税について滞納のないことがわかる証明書を提出してください。</u></p> <p>4. コピー可とします。(申請日より3ヶ月以内に発行されたものとします。)</p> <p>5. 決算時期の関係等で納税証明書が提出できない場合は、法人等の設立(設置)申告書の写しを提出してください。</p>

以下についてはひも綴じしないでください

⑮登録帳票	1. 申請書記載の内容と相違のないよう注意してください。 2. 支店等で登録する場合2枚目の本社登録の欄に本社住所等を記入してください。
⑯封筒（受付用・訂正、不足書類等連絡用）	1. 持参の場合は不要とします。 2. 返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、84円切手を貼付してください。
⑰封筒（審査結果通知用）	1. 持参・郵送どちらで提出する場合でも必要となります。 （郵送の場合、封筒は⑯⑰の2通必要） 2. 返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、84円切手を貼付してください。
⑱受付通知表	1. 商号または名称を記入してください。 2. 申請書類を提出する前に書類がそろっているかチェックしてください。（提出者点検欄）

※コンサル等もあわせて申請される場合、受付通知等はまとめて送付しますので⑯⑰の封筒は1社で1通としてください。（それぞれに添付していただく必要はありません。）

7. 申請書等入手方法

申請要領、提出書類等は、ホームページにおいて掲載するほか、小浜市役所4F 402 契約検査Gで配布します。郵送による配布はいたしません。

小浜市公式ホームページ (<http://www1.city.obama.fukui.jp/>)

8. その他

- (1) 受付通知表を確認し、**提出書類の不備・不足等がある場合は、受付期間内に所要の補正をしてください。**書類が整っていない場合、競争入札参加資格者としての登録ができません。
- (2) 審査結果については、令和3年3月末に各申請者宛通知します。
- (3) 入札参加資格者名簿は、小浜市公式ホームページにおいて公表します。
- (4) 有効期間中に申請の内容等に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- (5) 有効期間中に、納期限の到来している税の滞納がある場合は、資格取得後であっても資格を喪失する場合があります。
- (6) 小浜市では、すべての競争入札（工事）を電子入札で実施しているため、入札に参加するためには別途、電子入札システム利用者登録が必要です。くわしくは、小浜市公式ホームページ（入札・契約－電子入札のページ）をご確認ください。